

国 地 契 第 1 4 号  
国 北 予 第 1 7 号  
令 和 2 年 6 月 5 日

各 地 方 整 備 局 長 殿  
北 海 道 開 発 局 長 殿  
国 土 地 理 院 長 殿  
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 長 殿

国 土 交 通 大 臣 官 房 長  
( 公 印 省 略 )

「工事請負契約書の運用基準について」等の一部改正について

「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）が令和2年3月17日付けで、「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号）が令和2年3月24日付けで、「建築設計業務委託契約書の制定について」（平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号）が令和2年3月27日付けで、「建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成13年2月15日付け国官地第3-2号）が令和2年3月30日付けで改正されたことを受け、今般、「工事請負契約書の運用基準について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第27号）、「土木設計業務等委託契約書の運用基準について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第28号）、「建築設計業務委託契約書の運用基準について（平成10年10月1日付け建設省厚契発第38号）及び「建築工事監理業務委託契約書の運用基準の制定について」（平成13年2月15日付け国官地第3-3号）を下記のとおり改正し、令和2年4月1日以降に契約締結した工事等を対象に適用することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

（「工事請負契約書の運用基準について」の一部改正）

1. 工事請負契約書の運用基準について（平成7年6月30日付け建設省厚契発第27号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第1条関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5項において、本契約書に定める<u>催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除</u>といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたので、その趣旨を十分配慮し遺憾のないよう措置すること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第1条関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5項において、本契約書に定める<u>請求、通知、報告、申出、承諾及び解除</u>といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたので、その趣旨を十分配慮し遺憾のないよう措置すること。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>第3条関係</p> <p>(1) 請負代金内訳書については、契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）の承認を要せず、契約担当官等及び受注者を拘束するものではないので、<u>第25条の規定による請負代金額の変更、第30条の規定による天災その他不可抗力による損害の負担、第38条の規定による部分払等を行う場合の額の確認に当たっては、工程表を参考にして設計書の内訳により行うものとする</u>こと。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第3条関係</p> <p>(1) 請負代金内訳書については、契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）の承認を要せず、契約担当官等及び受注者を拘束するものではないので、<u>第24条の規定による請負代金額の変更、第29条の規定による天災その他不可抗力による損害の負担、第37条の規定による部分払等を行う場合の額の確認に当たっては、工程表を参考にして設計書の内訳により行うものとする</u>こと。</p> <p>(2) (略)</p>
<p><u>第24条関係</u></p> <p>(1) 第1項の「工期の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、<u>第22条第1項、第23条第1項及び第2項並びに第44条第2項の規定に基づくものをいう。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第2項にいう「工期の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督職員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当官等が工事の施工の一時中止を通知した日、<u>第44条第2項</u>においては、受注者が工事の施工の一時中止を通知した日とする。</p>	<p><u>第23条関係</u></p> <p>(1) 第1項の「工期の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、<u>第21条第1項、第22条第1項及び第2項並びに第43条第2項の規定に基づくものをいう。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第2項にいう「工期の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督職員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当官等が工事の施工の一時中止を通知した日、<u>第43条第2項</u>においては、受注者が工事の施工の一時中止を通知した日とする。</p>
<p><u>第25条関係</u></p> <p>(1) 第1項の「請負代金額の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、<u>第22条第2項、第23条第2項及び第44条第2項の規定に基づくものをいう。</u></p>	<p><u>第24条関係</u></p> <p>(1) 第1項の「請負代金額の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、<u>第21条第2項、第22条第3項及び第43条第2項の規定に基づくものをいう。</u></p>

(2) (略)

(3) 第2項にいう、「請負代金額の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督職員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当官等が工事の施工の一時中止を通知した日、第22条第2項においては、受注者が同条第1項の請求を行った日、第23条第2項においては、契約担当官等が同条第1項の請求を行った日、第44条第2項においては、受注者が工事の施工の一時中止を通知した日とする。

(4) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第15条第7項、第17条第1項、第19条、第20条第3項、第22条第2項、第23条第2項及び第44条第2項の規定に基づくものをいう。

第26条関係 (略)

第30条関係 (略)

第31条関係 (略)

第36条関係 (略)

第38条関係 (略)

第39条関係 (略)

第40条関係 (略)

(削る)

第53条関係 (略)

第54条関係

- (1) 検査期間は、遅延日数に参入しないこと。
- (2) 工期内に工事が完成し、検査の結果不合格の場合には、完成した日から契約書記載の工事完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。

第59条関係 (略)

(2) (略)

(3) 第2項にいう、「請負代金額の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督職員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当官等が工事の施工の一時中止を通知した日、第21条第2項においては、受注者が同条第1項の請求を行った日、第22条第3項においては、契約担当官等が同条第1項又は第2項の請求を行った日、第43条第2項においては、受注者が工事の施工の一時中止を通知した日とする。

(4) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第15条第7項、第17条第1項、第19条、第20条第3項、第21条第2項、第22条第3項及び第43条第2項の規定に基づくものをいう。

第25条関係 (略)

第29条関係 (略)

第30条関係 (略)

第35条関係 (略)

第37条関係 (略)

第38条関係 (略)

第39条関係 (略)

第45条関係 (略)

第49条関係 (略)

(新設)

第52条関係 (略)

(「土木設計業務等委託契約書の運用基準について」の一部改正)

2. 土木設計業務等委託契約書の運用基準について(平成7年6月30日付け建設省厚契発第28号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p><u>第2条関係</u> 第1項において、本契約書に定める指示、<u>催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除</u>といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたので、その趣旨を十分配慮し遺憾のないよう措置すること。</p> <p><u>第8条の2関係</u> 〔注〕における条文(A)(B)の選択に当たっては、原則として、条文(A)を選択することとし、次の各号のいずれかに該当する場合に条文(B)を選択すること。 一 象徴性、記念性等が極めて高く、他の類似の工事がなされることを確実に回避する必要がある場合 二 同一又は類似の設計に基づく工事を繰り返す場合</p> <p><u>第25条関係</u> (1) 第1項の「履行期間の変更」とは、第17条、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第3項、<u>第23条第1項、第24条第1項及び第40条第2項の規定に基づくものをいう。</u> (2) (略) (3) 第2項にいう「履行期間の変更事由が生じた日」とは、第17条においては、調査職員が修補の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の見直し又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書等の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、第21条第3項においては、設計図書等の変更が行われた日、<u>第40条第2項において</u></p>	<p><u>第2条関係</u> 第1項において、本契約書に定める指示、<u>請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除</u>といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたので、その趣旨を十分配慮し遺憾のないよう措置すること。</p> <p>(新設)</p> <p><u>第24条関係</u> (1) 第1項の「履行期間の変更」とは、第17条、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第3項、<u>第22条第1項、第23条第1項及び第2項並びに第39条第2項の規定に基づくものをいう。</u> (2) (略) (3) 第2項にいう「履行期間の変更事由が生じた日」とは、第17条においては、調査職員が修補の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の見直し又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書等の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、第21条第3項においては、設計図書等の変更が行われた日、<u>第39条第2項において</u></p>

は、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。

第26条関係

- (1) 第1項の「業務委託料の変更」とは、第17条、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第3項、第23条第2項、第24条第2項及び第40条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) (略)
- (3) 第2項にいう、「業務委託料の変更事由が生じた日」とは、第17条においては、調査職員が修補の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書等の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、第21項第3項においては、設計図書等の変更が行われた日、第23条第2項においては、受注者が同条第1項の請求を行った日、第24条第2項においては、契約担当官等が同条第1項の請求を行った日、第40条第2項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。
- (4) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第17条、第19条、第20条第3項、第23条第2項、第24条第2項及び第40条第2項の規定に基づくものをいう。

第30条関係 (略)

第31条関係 (略)

第36条関係 (略)

第37条の2関係 (略)

第38条関係 (略)

第38条の2関係 (略)

(削る)

第50条関係 (略)

第51条関係

- (1) 検査期間は、遅延日数に算入しないこと。
- (2) 履行期間内に業務が完了し、検査の結果不合格の場合には、完了した日から契約書記載の業務完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。

第56条関係 (略)

は、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。

第25条関係

- (1) 第1項の「業務委託料の変更」とは、第17条、第18条第五項、第19条、第20条第3項、第21条第3項、第22条第2項、第23条第3項及び第39条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) (略)
- (3) 第2項にいう、「業務委託料の変更事由が生じた日」とは、第17条においては、調査職員が修補の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書等の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、第21項第3項においては、設計図書等の変更が行われた日、第22条第2項においては、受注者が同条第1項の請求を行った日、第23条第3項においては、契約担当官等が同条第1項又は第2項の請求を行った日、第39条第2項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。
- (4) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第17条、第19条、第20条第3項、第22条第2項、第23条第3項及び第39条第2項の規定に基づくものをいう。

第29条関係 (略)

第30条関係 (略)

第35条関係 (略)

第36条の2関係 (略)

第37条関係 (略)

第37条の2関係 (略)

第41条関係 (略)

第46条関係 (略)

(新設)

第49条関係 (略)

(「建築設計業務委託契約書の運用基準について」の一部改正)

3. 建築設計業務委託契約書の運用基準について(平成10年10月1日付け建設省厚契発第38号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p><u>第2条関係</u> 第1項において、本契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたので、その趣旨を十分配慮し遺憾のないよう措置すること。</p>	<p>第2条関係 第1項において、本契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたので、その趣旨を十分配慮し遺憾のないよう措置すること。</p>
<p><u>第14条関係</u> [注]における条文(A)(B)の選択に当たっては、原則として、条文(A)を選択することとし、次の各号のいずれかに該当する場合に条文(B)を選択すること。 一 象徴性、記念性等が極めて高く、他の類似の建築がなされることを確実に回避する必要がある場合 二 同一又は類似の設計に基づく建築を繰り返す場合</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第15条関係</u> (略)</p>	<p><u>第14条関係</u> (略)</p>
<p><u>第18条関係</u> (略)</p>	<p><u>第17条関係</u> (略)</p>
<p><u>第23条関係</u> (略)</p>	<p><u>第22条関係</u> (略)</p>
<p><u>第28条関係</u> (1) 第1項の「履行期間の変更」とは、<u>第20条、第21条第5項、第22条、第23条第2項、第24条第3項、第26条第1項、第27条第1項及び第45条第2項の規定に基づくものをいう。</u> (2) (略) (3) 第2項にいう「履行期間の変更事由が生じた</p>	<p><u>第26条関係</u> (1) 第1項の「履行期間の変更」とは、<u>第19条、第20条第5項、第21条、第22条第2項、第23条第3項、第24条第1項、第25条第1項及び第2項並びに第39条第2項の規定に基づくものをいう。</u> (2) (略) (3) 第2項にいう「履行期間の変更事由が生じた</p>

<p>日」とは、<u>第20条</u>においては、調査職員が修補の請求を行った日、<u>第21条第5項</u>においては、設計仕様書の訂正又は変更が行われた日、<u>第22条</u>においては、設計仕様書等の変更が行われた日、<u>第23条第2項</u>においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、<u>第24条第3項</u>においては、設計仕様書等の変更が行われた日、<u>第45条第2項</u>においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。</p>	<p>日」とは、<u>第19条</u>においては、調査職員が修補の請求を行った日、<u>第20条第5項</u>においては、設計仕様書の訂正又は変更が行われた日、<u>第21条</u>においては、設計仕様書等の変更が行われた日、<u>第22条第2項</u>においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、<u>第23条第3項</u>においては、設計仕様書等の変更が行われた日、<u>第39条第2項</u>においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。</p>
<p><u>第29条関係</u></p> <p>(1) 第1項の「業務委託料の変更」とは、<u>第20条</u>、<u>第21条第5項</u>、<u>第22条</u>、<u>第23条第2項</u>、<u>第24条第3項</u>、<u>第26条第2項</u>、<u>第27条第2項</u>及び<u>第45条第2項</u>の規定に基づくものをいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第2項にいう、「業務委託料の変更事由が生じた日」とは、<u>第20条</u>においては、調査職員が修補の請求を行った日、<u>第21条第5項</u>においては、設計仕様書の訂正又は変更が行われた日、<u>第22条</u>においては、設計仕様書等の変更が行われた日、<u>第23条第2項</u>においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、<u>第24条第3項</u>においては、設計仕様書等の変更が行われた日、<u>第26条第2項</u>においては、受注者が同条第1項の請求を行った日、<u>第27条第2項</u>においては、契約担当官等が同条第1項の請求を行った日、<u>第45条第2項</u>においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。</p> <p>(4) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、<u>第20条</u>、<u>第23条第2項</u>、<u>第26条第2項</u>、<u>第27条第2項</u>及び<u>第45条第2項</u>の規定に基づくものをいう。</p>	<p><u>第27条関係</u></p> <p>(1) 第1項の「業務委託料の変更」とは、<u>第19条</u>、<u>第20条第5項</u>、<u>第21条</u>、<u>第22条第2項</u>、<u>第23条第3項</u>、<u>第24条第2項</u>、<u>第25条第3項</u>及び<u>第39条第2項</u>の規定に基づくものをいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第2項にいう、「業務委託料の変更事由が生じた日」とは、<u>第19条</u>においては、調査職員が修補の請求を行った日、<u>第20条第5項</u>においては、設計仕様書の訂正又は変更が行われた日、<u>第21条</u>においては、設計仕様書等の変更が行われた日、<u>第22条第2項</u>においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、<u>第23条第3項</u>においては、設計仕様書等の変更が行われた日、<u>第24条第2項</u>においては、受注者が同条第1項の請求を行った日、<u>第25条第3項</u>においては、契約担当官等が同条第1項又は第2項の請求を行った日、<u>第39条第2項</u>においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。</p> <p>(4) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、<u>第19条</u>、<u>第22条第2項</u>、<u>第24条第2項</u>、<u>第25条第3項</u>及び<u>第39条第2項</u>の規定に基づくものをいう。</p>
<p><u>第32条関係</u> (略)</p>	<p><u>第30条関係</u> (略)</p>
<p><u>第37条関係</u> (略)</p>	<p><u>第35条関係</u> (略)</p>
<p><u>第39条関係</u> (略)</p>	<p><u>第36条の2関係</u> (略)</p>
<p><u>第40条関係</u> (略)</p>	<p><u>第37条関係</u> (略)</p>
<p><u>第41条関係</u> (略)</p>	<p><u>第37条の2関係</u> (略)</p>
<p><u>第56条関係</u> (略)</p>	<p><u>第41条関係</u> (略)</p>
<p><u>第61条関係</u> (略)</p>	<p><u>第49条関係</u> (略)</p>

(「建築工事監理業務委託契約書の運用基準の制定について」の一部改正)

4. 建築工事監理業務委託契約書の運用基準の制定について(平成13年2月15日付け国官地第3-3号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第2条関係 第1項において、本契約書に定める指示、<u>催告</u>、<u>請求</u>、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたので、その趣旨を十分配慮し遺憾のないよう措置すること。</p> <p><u>第21条関係</u> (1) 第1項の「履行期間の変更」とは、第13条、第14条第5項、第15条、第16条第2項、第17条第3項、<u>第19条第1項、第20条第1項及び第32条第2項の規定に基づくものをいう。</u> (2) (略) (3) 第2項にいう「履行期間の変更事由が生じた日」とは、第13条においては、調査職員が履行の請求を行った日、第14条第5項においては、工事監理仕様書の訂正又は変更が行われた日、第15条においては、工事監理仕様書等の変更が行われた日、第16条第2項においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、第17条第3項においては、工事監理仕様書等の変更が行われた日、<u>第32条第2項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。</u></p> <p><u>第22条関係</u> (1) 第1項の「業務委託料の変更」とは、第13条、第14条第5項、第15条、第16条第2項、第17条第3項、<u>第19条第2項、第20条第2項及び第32条第2項の規定に基づくものをいう。</u> (2) (略) (3) 第2項にいう、「業務委託料の変更事由が生じた日」とは、第13条においては、調査職員が履行</p>	<p>第2条関係 第1項において、本契約書に定める指示、<u>請求</u>、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたので、その趣旨を十分配慮し遺憾のないよう措置すること。</p> <p><u>第20条関係</u> (1) 第1項の「履行期間の変更」とは、第13条、第14条第5項、第15条、第16条第2項、第17条第3項、<u>第18条第1項、第19条第1項及び第2項並びに第29条第2項の規定に基づくものをいう。</u> (2) (略) (3) 第2項にいう「履行期間の変更事由が生じた日」とは、第13条においては、調査職員が履行の請求を行った日、第14条第5項においては、工事監理仕様書の訂正又は変更が行われた日、第15条においては、工事監理仕様書等の変更が行われた日、第16条第2項においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、第17条第3項においては、工事監理仕様書等の変更が行われた日、<u>第29条第2項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。</u></p> <p><u>第21条関係</u> (1) 第1項の「業務委託料の変更」とは、第13条、第14条第5項、第15条、第16条第2項、第17条第3項、<u>第18条第2項、第19条第3項及び第29条第2項の規定に基づくものをいう。</u> (2) (略) (3) 第2項にいう、「業務委託料の変更事由が生じた日」とは、第13条においては、調査職員が履行</p>



<p>の請求を行った日、第14条第5項においては、工事監理仕様書の変更が行われた日、第15条においては、工事監理仕様書等の変更が行われた日、第16条第2項においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、第17項第3項においては、工事監理仕様書等の変更が行われた日、<u>第19条第2項</u>においては、受注者が同条第1項の請求を行った日、<u>第20条第2項</u>においては、契約担当官等が同条第1項の請求を行った日、<u>第32条第2項</u>においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。</p> <p>(4) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第13条、第15条、第16条第2項、<u>第19条第2項</u>、<u>第20条第2項</u>及び<u>第32条第2項</u>の規定に基づくものをいう。</p> <p><u>第25条関係</u> (略)</p> <p><u>第28条関係</u> (略)</p> <p><u>第29条関係</u> (略)</p> <p><u>第43条関係</u> (略)</p> <p><u>第48条関係</u> (略)</p>	<p>の請求を行った日、第14条第5項においては、工事監理仕様書の変更が行われた日、第15条においては、工事監理仕様書等の変更が行われた日、第16条第2項においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、第17項第3項においては、工事監理仕様書等の変更が行われた日、<u>第18条第2項</u>においては、受注者が同条第1項の請求を行った日、<u>第19条第3項</u>においては、契約担当官等が同条第1項又は第2項の請求を行った日、<u>第29条第2項</u>においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。</p> <p>(4) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第13条、第15条、第16条第2項、<u>第18条第2項</u>、<u>第19条第3項</u>及び<u>第29条第2項</u>の規定に基づくものをいう。</p> <p><u>第24条関係</u> (略)</p> <p><u>第27条関係</u> (略)</p> <p><u>第27条の2関係</u> (略)</p> <p><u>第31条関係</u> (略)</p> <p><u>第39条関係</u> (略)</p>
---	--